る提案」を受け付け、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型）の工事である。

② 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

③ 総価契約単価合意方式の適用

⑷ 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

⑻ 本方式の実施方式としては、

イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

⑹ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

⑽ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／お知らせ」に記載）によるものとする。

④ 本工事は、調査基準価格を下回る額の入札があり、低入札価格調査を実施した後、調査基準価格を下回る額で入札した者と契約を締結した場合は「低入札工事における出来高部分払方式」を適用する試行工事である。

⑤ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑥ 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「宇利川工区（新城市）」「中藤工区（豊橋市）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。

⑦ 本工事は、技術者及び技能労働者が交代しながら月単位の休日確保に取り組む「週休２日交替制適用工事（発注者指定方式）」の試行工事である。対象期間内において月単位の週休２日を確保した工事及び月単位の週休２日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。詳細については、特記仕様書によるものとする。

⑧ 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細については、特記仕様書によるものとする。

⑺ その他　本工事は、入札を電子入札システムによる方法、持参又は郵便による方法で行う電子・紙併用入札対象案件である（電子入札、紙入札はどちらか１つの方法で手続きを行うこと。）。

2　競争参加資格

次の⑴から⑰に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。ただし、特定ＪＶにおいては、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年４月15日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「豊川用水二期東部幹線併設水路宇利川・中藤工区工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴ 建設工事有資格業者認定要領第２条の規定に該当しない者であること。

⑵ 当機構における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。

⑶ 当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。

⑷ 本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。特定ＪＶとして参加する場合には、特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

⑸ 電子入札で参加する場合は、下記に掲げる条件を満たしている者であること。

① 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているＩＣカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。

② 電子入札システムに利用者登録をしていること。

⑹ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。（上記の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）

⑺ 経常ＪＶ、事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。

⑻ 入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

⑼ 入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から工事に専任として配置できること。また、特定ＪＶによる申請の場合は、構成員毎に配置予定技術者を専任として配置できること。

⑽ 本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

⑾ 単体、経常ＪＶ、事業共同組合及び特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員は、確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表１の措置要領に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術点を減点する。

⑿ 特定ＪＶを結成して確認申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で一般競争参加資格の確認申請を行う場合は、令和７年５月27日までに特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格確認申請を行っていること。

⒀ 提出された技術提案書（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している発注図書及び制約条件を満たしていること。

⒁ 機構が発注した工事のうち、令和５年１月１日から令和６年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種（土木一式工事）に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⒂ 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員を言う。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。